

日本歯科大学の取組例（令和4年度）

不正防止対策強化の3本柱

①ガバナンス強化 ②意識改革 ③不正防止システムの強化

（①～③で最も関連性が高いと考えられる番号に整理し記載）

※各機関の取組例は、その機関の規模や特性などによって異なるため、全ての機関の参考・適用できるものではありません。あくまでも参考としてご覧いただくことを目的に掲載しています。

- 最高管理責任者が、分野特有のリスクを前提としたリスクアプローチを実施 ①
- 業者選定と理由書の妥当性を確認するため、必要に応じ最高管理責任者自ら業者と面談を実施すること等により、業者との適切な取引を推進 ②
- 3か月に1度、他大学の不正事例や学内のルール等を含む関連情報を全ての教職員に発信し、啓発活動を推進 ②
- ガイドライン改正を踏まえ、新たに、不定期に無作為による物品監査を実施することとし、更なる不正防止・意識啓発を促進 ③

参考資料

- ・ [日本歯科大学ホームページ](#)
- ・ [誓約書（教職員用、取引業者用）](#)

誓 約 書

私は、日本歯科大学生命歯学部の教職員として、競争的資金等の運営・管理に携わるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 日本歯科大学が定めた「日本歯科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」、「日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程」等を遵守し不正に関与しません。
- 2 不正が認められた場合は、いかなる処分および法的な責任を負います。

令和 年 月 日

日本歯科大学 生命歯学部長 殿

(所 属)

(職 階)

(氏 名)

④

誓 約 書

当社（当法人）は、学校法人日本歯科大学との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 日本歯科大学が定めた「日本歯科大学における公的研究費の取扱いに関する規程」、「日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程」等を遵守し不正に関与しません。
- 2 日本歯科大学が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 当社（当法人）による不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 4 日本歯科大学の教職員・関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

平成 年 月 日

学校法人日本歯科大学 理事長 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

⑩